

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(自立支援・介護予防・重度化防止)

所属名	いわき市保健福祉部地域包括ケア推進課
担当者名	佐藤(里)

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
いわき市	①自立支援・介護予防・重度化防止	本市の高齢化率は、令和5(2023)年の32.1%から、令和22(2040)年に38.8%まで増加することが予想されている。また、要介護・要支援認定率も後期高齢者の増加に伴い、令和5(2023)年の20.9%から令和22(2040)年には24.0%に増加することが予想されており、高齢者の約4人に1人は何らかの支援が必要となる。このため、「つどいの場」や「いわき市シルバーリハビリ体操」など、要介護・支援状態になることを遅らせる介護予防の取組みや、既に認定を受けている高齢者の重度化予防に資する取組みを、誰もが参加しやすい環境整備と場の継続を図りながら、今後も広く推進する必要がある。	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	【つどいの場創出支援事業】 (R6) (R7) (R8) 月2回以上開催 70% 73% 75% 高齢者参加率 8% 8% 8%	住民主体のつどいの場について、開催回数と高齢者参加者数の増に向け、活動を支援。 なお、気象状況等の影響により、活動の休止・制限があった。 関係機関との連携を強化し、支援課題や目標の共有等を行った。 ・R7実績値 月2回以上開催:65.2% 高齢者参加率:6.27%	○	つどいの場の代表の高齢化などにより、活動の継続が困難となる事例があることから、つどいの場コーディネーターを通じ、団体での役割分担による代表の負担軽減を図るほか、新規参加者を取り込める環境づくりを働きかけていく。
	①自立支援・介護予防・重度化防止						
	①自立支援・介護予防・重度化防止						
	①自立支援・介護予防・重度化防止						
	①自立支援・介護予防・重度化防止						

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(給付適正化)

所属名	いわき市保健福祉部高齢福祉課
担当者名	介護保険係 鈴木

○介護給付適正化事業の実施状況 ※ 右の表について実施済みの事業に○をつけてください。	要介護認定の適正化	○
	ケアプランの点検	○
	住宅改修等の点検	○
	縦覧点検・医療情報との突合	○
	介護給付費通知	○

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
いわき市	②給付適正化	介護保険制度の開始当初に比べ、被保険者の負担は増加している。介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくために、主要3事業及び積極的な実施が望まれる2事業の計5事業を実施し、更なる介護給付の適正化を図っていく必要がある。現状では、介護支援専門員が作衛するケアプランや、介護サービスを提供する事業所が作成する個別サービス計画について、利用者の生活状況における課題等に応じて必要な見直しが行われず、定型的なケアプランとなっている場合が多いことから、ケアプランの質の向上を図るための取組みを引き続き進めていく必要がある。	主要3事業「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」並びに積極的な実施が望まれる取組みとされている「給付実績の活用による確認等」、「介護給付費通知」の2事業の計5事業を実施していく。	① 要介護認定の適正化 認定調査員への研修等の実施。認定審査会委員の連絡会の実施。 ② ケアプラン等の点検 (ケアプランの点検・住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査) 適正なケアプラン作成及びケアプランの質の向上を図るための点検、住宅改修工事施工事業者への研修の実施、福祉用具貸与価格のばらつき抑制。 ③ 医療情報との突合・縦覧点検 委託継続。資料の作成、配布による事業所への指導。 ④ 給付実績の活用による確認等 国保連より提供される給付実績を活用した帳票の点検や、本市の介護給付適正化システムにより給付実績データと介護認定データを突合・分析し、不適正な可能性がある給付の点検を実施。 ⑤ 介護給付費通知 通知範囲や送付時期の工夫などの検討。	① 要介護認定の適正化:認定調査員への研修会1回実施(Web研修、動画閲覧期間:令和7年10月から令和7年11月まで) ② ケアプランの点検:543件点検 ③ 医療情報との突合・縦覧点検:委託先の国保連が概ね実施 ④ 給付実績の活用による確認等:2,617件点検 ⑤ 介護給付通知:年3回(6月、10月、2月)送付。	○	目標に掲げていた事業内容について、概ね達成することができた。 ケアプラン点検においては、引き続き、介護給付適正化総合支援システムを活用し、点検件数の向上に取り組んでいく。